

第34回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和5年4月12日

上富良野町農業委員会

第34回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和5年4月12日(水) 午後3時00分から午後4時30分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	2	對馬 徹	3	上田 修一
4	荒 仁	5	沼沢 春美	6	西木 晴彦
7	小川 光洋	8	島田 政志	9	谷本 嘉彦
10	北村 啓一	11	内田 透	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第4 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第5 諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第8 議案第4号 農地法第5条第の規定による許可申請について

日程第9 議案第5号 令和4年上富良野町農地賃貸借料情報の公開について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。
只今より、第34回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第34回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
6番 西木 晴彦 君 7番 小川 光洋 君 を指名いたします。

議長 日程第2 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。 議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

令和5年4月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

1番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田、面積は2筆合計で9,245㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年3月17日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成30年4月1日から令和9年11月30日まででした。

2番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で21,749㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年3月10日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成27年12月11日から令和8年11月30日まででした。

3番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計8筆。地目は 面積は8筆合計で42,123㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年3月10日、内容は合意解約で基盤強化促進法による賃貸借で、期間は平成25年3月11日から令和5年11月30日まででした。

本件は、この後の諮問第1号所1番、諮問第2号所6番に係るものであります。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年4月12日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所1

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で21,749㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所2

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は2筆合計で55,902㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所3

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに畑及び公簿が雑種地で現況が畑、面積は4筆合計で5,518㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所4

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は3筆合計で35,576㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

賃1

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は4筆合計で59,159㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5年4月13日で、終期は令和14年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

賃2

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は4筆合計で56,277㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5

年4月13日で、終期は令和14年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

賃3

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は5筆合計で43,289㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5年4月13日で、終期は令和14年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

賃4

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で44,318㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5年4月13日で、終期は令和14年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

賃5

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で21,520㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5年4月13日で、終期は令和14年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 所1番、2番 について、提案に関する補足説明を願います。
2番 対馬 徹 委員。

対馬委員

2番 対馬です。所1番、2番について、補足説明いたします。

令和5年3月24日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所1番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇付近になります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

所2番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いになります。
〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所3番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。所3番について、補足説明いたします。

令和5年3月30日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いになります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所4番 について、提案に関する補足説明を願います。
11番 内田 透 委員。

内田委員 11番 内田です。所4番について、補足説明いたします。

令和5年3月27日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所4番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いとなります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所4番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃1, 2, 3, 4, 5番 について、提案に関する補足説明を願います。
2番 對馬 徹 委員。

對馬委員 2番 對馬です。賃1, 2, 3, 4, 5番について、補足説明いたします。

令和5年3月24日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、賃貸借5件の利用集積が成立いたしました。

賃1番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いとなります。
〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの賃貸借となりました。

賃2番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いほかとなります。
〇〇〇〇さんの離農に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

賃3番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いとなります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

賃4番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いとなります。
〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの賃貸借となりました。

賃5番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いとなります。
〇〇〇〇さんの離農に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 賃2番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 賃3番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 賃4番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 賃5番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
諮問第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年4月12日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所5

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は3筆合計で48,821㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第2号 所5番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。所5番について、補足説明いたします。

令和5年3月27日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いとなります。
〇〇さんの規模縮小に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。

島田委員 この地区の相場として、田のこの価格は適正ですか。

佐藤委員 田については現在耕作されていない荒地で、全体を耕作可能な面積で割り返して算出した数値になっています。

島田委員 今月でているほかのあっせん案件に比べても、それらよりは立地条件がいい土地かと

と思いますが、それらより単価が低いのはなぜですか。

對馬委員 ここについては傾斜がきつく、元は牧草地で、他の畑には向かないくらいの土地。隣接するのは〇〇さんだった。畑という地目だが決して耕作が満足にできるような環境ではない。耕作放棄地になる懸念があったため、〇〇さんに引き取ってもらったという経過。とても条件が悪いところです。

島田委員 わかりました。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 所5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇 委員着席)

議長 日程第5 「諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。（〇〇番 〇〇委員 退席）
諮問第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 諮問第3号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年4月12日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所6

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計8筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は8筆合計で42,123㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所7

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で9,001㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第3号 所6番、所7番 について、提案に関する補足説明を願います。
11番 内田 透 委員。

内田委員 11番 内田です。所6番、所7番について、補足説明いたします。

令和5年3月30日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所6番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いとなります。

〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

所7番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○沿いとなります。
○○さんの再処分に伴い、○○さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第3号 所6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第3号 所7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○○番 ○○ 委員着席)

議長 日程第6 「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和5年4月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計13筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿が山林で現況が畑。面積は13筆合計で128,733㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

2番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計10筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿が山林で現況が畑。面積は10筆合計で214,693㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

3番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は1筆合計で32,011㎡です。権利移転・設定の理由は貸貸借となりました。

4番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は3筆合計で17,520㎡です。権利移転・設定の理由は貸貸借となりました。

5番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は6筆合計で76,812㎡です。権利移転・設定の理由は貸貸借となりました。

6番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は3筆合計で34,359㎡です。権利移転・設定の理由は貸貸借となりました。

7番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は1筆合計で6,800㎡です。権利移転・設定の理由は貸貸借となりました。

8番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計23筆。地目は公簿現況ともに田及び畑。面積は23筆合計で230,960㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

9番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は3筆合計で12,799㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。
11番 内田 透 委員。

内田委員

11番 内田です。 議案第2号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇付近と、〇〇付近になります。
〇〇〇〇さんとの経営移譲に伴い、農業後継者である〇〇さんへの使用貸借となりました。

2番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇付近となります。
〇〇〇〇さんとの経営移譲に伴い、〇〇〇〇さんから〇〇さんへの使用貸借となりました。

3番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇沿いとなります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

なお、補足説明しました1番、2番については第〇〇回総会で〇〇〇〇ということで保留としていた案件です。

慎重審議をよろしく願います。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番、2番、3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 4番 について、提案に関する補足説明を願います。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 10番 北村です。議案第2号 4番について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○、○○沿いほかとなります。

○○さんの離農に伴い、○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 4番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 4番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 5番、6番 について、提案に関する補足説明を願います。
9番 谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9番 谷本です。議案第2号 5番、6番について、補足説明いたします。

5番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○沿いとなります。

○○さんの再処分に伴い、○○さんへの賃貸借となりました。

6番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○沿いとなります。

○○さんの再処分に伴い○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 5番、6番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号5番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することに

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 7番、8番 について、提案に関する補足説明を願います。
2番 對馬 徹 委員。

對馬委員 2番 對馬です。議案第2号 7番、8番について、補足説明いたします。

7番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○沿いとなります。

○○○○さんの経営合理化に伴い、○○会社○○○○さんへの賃貸借となりました。

8番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○沿いほかとなります。

○○○○さんの経営合理化に伴い、○○会社○○○○さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 7番、8番 について、これより質疑に入ります。

上田委員 この法人は農業をしている法人なのでしょうか。

事務局 出し手の○○○○の○○さんが、受け手の○○○○の構成員にもなっています。

上田委員 過去の段階から、○○○○の販売などを担っていたのでしょうか。

事務局 はい、連携を取っていたとは聞いています。申し訳ありませんが、構成員が何人含まれているかまでは把握していません。

事務局 二つの法人の背景のすべてを把握しているわけではありませんが、知っている情報をお伝えします。○○○○の出荷先が○○○○でした。また、○○○○は今回初めて土地を取得したわけではなく、令和4年の春に農地を借りて、参入しています。○○○○の部門の整理のために、○○○○の機械を借りるなどして、耕作を継続するとのこと。

上田委員 わかりました。

對馬委員 補足です。〇〇〇〇は豚と畑の部門に分かれていまして、販売の部分を有機農業で作っていて、販売は〇〇〇〇がしていました。
豚の部分を〇〇〇〇に残し、畑を〇〇〇〇が担うこととなる。今まで耕作していた〇〇〇〇の畑の担当者は、〇〇〇〇の従業員として雇うなどする予定と聞いています。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号7番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号8番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 9番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員

12番 佐藤です。議案第2号 9番について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇沿いとなります。
〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの賃貸借となりました。

なお、〇〇さんは新規就農者です。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 9番 について、これより質疑に入ります。

荒委員 〇〇さんは研修を修了して土地を借りる権利を得たということでしょうか。

事務局 ○○さんは○○さんのところで研修を終え、認定新規就農者の計画についても提出を受けて確認をしているところです。

上田委員 ○○地域にて就農したいと話があった人か。

事務局 はい、そうです。

上田委員 トマトを作るんですか。

事務局 ミニトマトを作る予定です。現在は下限面積が撤廃されましたが、小面積でハウス内で行う予定とのことです。

上田委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

島田委員 一部分は平坦だと思いますが、他の部分は傾斜があるかと思いますが、そこでもハウスをするのでしょうか。

佐藤委員 ○○さんから話を聞いている点では、今はないんですが図面上でハウスが2棟建っている箇所を建ててミニトマト作ります。一番広い○○○○番○○にもハウスを今年の春から建てる。○○○○番○○については、初期段階ではかぼちゃを作ることですが、いずれは土地造成をしてハウスを建てるとのことですが、

議長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号9番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議案第3号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を求めます。（〇〇番 〇〇委員 退席）議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和5年4月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村 昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

10番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに田及び畑。面積は6筆合計で16,923㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。議案第3号 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇、〇〇沿いとなります。
〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの使用貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 について、これより質疑に入ります。

島田委員 〇〇〇〇番〇〇について、どのような地形の土地というか、耕作に適している土地なのでしょうか。

事務局 事務局も雪解け後に現地を確認ができていないため、詳細はお伝え出来ませんが、〇〇さんが以前から周辺の土地を深く理解していますので確認したところ、作れる土地ではある、とのことでした。面積狭小で作業機が入れないとか、そこまでの土地ではないらしいです。細長いだけで作ることはできるとのことです。
もともと〇〇さんが作業委託という形で作付けをしていましたが、今回使用貸借ということで、〇〇さんの経営になります。

谷本委員 ○○の近くですか。

そうです。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○○番○○ 委員着席)

議 長 日程第9 議案第4号「令和4年上富良野町農地賃貸借料情報の公開について」の件
を議題といたします。

議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 事務局より議案第4号について説明。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第34回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問3件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後4時30分

上記第34回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年4月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____